

旭川医科大学事務局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学事務局組織規程の一部を改正する規程

旭川医科大学事務局組織規程（平成16年旭医大達第23号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(総務課)</p> <p>第2条 総務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 大学の事務についての総括及び連絡調整に関すること。(2) 儀式その他諸行事に関すること。(3) 学長選考・監察会議、役員会、教育研究評議会、経営協議会、教授会その他の会議（他の課の所掌に属するものを除く。）に関すること。(4) 大学の組織の設置及び改廃に関すること。(5) 規則（学則を含む。）その他諸規程の制定及び改廃に関すること。(6) 学術団体等との連絡に関すること。(7) 渉外に関すること。(8) 情報公開に関すること。(9) 個人情報に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。	<p>(略)</p> <p>(総務課)</p> <p>第2条 総務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 大学の事務についての総括及び連絡調整に関すること。(2) 儀式その他諸行事に関すること。(3) 学長選考・監察会議、役員会、教育研究評議会、経営協議会、教授会その他の会議（他の課の所掌に属するものを除く。）に関すること。(4) 大学の組織の設置及び改廃に関すること。(5) 規則（学則を含む。）その他諸規程の制定及び改廃に関すること。(6) 学術団体等との連絡に関すること。(7) 渉外に関すること。(8) 情報公開に関すること。(9) 個人情報に関すること（他の課の所掌に属するものを除く。）。

- (10) 訟務に関する事。
- (11) 公印の管守に関する事。
- (12) 法人書類の発受及び審査に関する事。
- (13) 卒後臨床研修に関する事。
- (14) 課の所掌事務の調査統計その他諸報告に関する事。
- (15) 学内の警備取締りに関する事。
- (16) 防災に関する事。
- (17) 一般教育の事務に関する事（他の課の所掌に属するものは除く。）。
- (18) 大学の広報活動に関する事（他の課の所掌に属するものは除く。）。
- (19) 旭川医科大学基金に関する事。
- (20) 大学運営に係る施策に関する総合的な調整に関する事。
- (21) 中期目標・中期計画に関する事。
- (22) 看護職キャリア支援センターの事務に関する事。（新設）
- (23) 大学の教育研究活動等の点検及び評価に関する事。
- (24) 教員の評価に関する事。
- (25) その他他の部及び課の所掌に属しない事務に関する事。

（略）

（会計課）

第5条 会計課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 会計事務についての総括及び連絡調整に関する事。
- (2) 概算要求に関する事。
- (3) 予算及び決算に関する事。
- (4) 法人の経営分析に関する事。
- (5) 債権の管理に関する事。

- (10) 訟務に関する事。
- (11) 公印の管守に関する事。
- (12) 法人書類の発受及び審査に関する事。
- (13) 卒後臨床研修に関する事。
- (14) 課の所掌事務の調査統計その他諸報告に関する事。
- (15) 学内の警備取締りに関する事。
- (16) 防災に関する事。
- (17) 一般教育の事務に関する事（他の課の所掌に属するものは除く。）。
- (18) 大学の広報活動に関する事（他の課の所掌に属するものは除く。）。
- (19) 旭川医科大学基金に関する事。
- (20) 大学運営に係る施策に関する総合的な調整に関する事。
- (21) 中期目標・中期計画に関する事。
- (22) 大学の教育研究活動等の点検及び評価に関する事。
- (23) 教員の評価に関する事。
- (24) その他他の部及び課の所掌に属しない事務に関する事。

（略）

（会計課）

第5条 会計課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 会計事務についての総括及び連絡調整に関する事。
- (2) 概算要求に関する事。
- (3) 予算及び決算に関する事。
- (4) 法人の経営分析に関する事。
- (5) 債権の管理に関する事。

- (6) 資金の運用に関する事。
- (7) 資産（知的財産権を含む。）の管理に関する事。
- (8) 会計の監査に関する事（監査室の所掌に属する事務を除く。）。
- (9) 収入及び支出に関する事。
- (10) 寄附金に関する事。
- (11) 物品の取得、役務等の契約に関する事。
- (12) 科学研究費補助金の経理に関する事。
- (13) 受託研究費等の経理に関する事。

（削除）

- (14) 会計諸規程に関する事。
- (15) 会計事務組織の公印の管守に関する事。
- (16) 課の所掌事務の調査統計その他諸報告に関する事。

（略）

（医療支援課）

第11条 医療支援課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 医療事務についての総括及び連絡調整に関する事。
- (2) 診療契約に関する事。
- (3) 医事に係る諸規程に関する事。
- (4) 診療情報提供に関する事。
- (5) 診療報酬請求に関する事。
- (6) 病院収入に関する事。
- (7) 患者サービスに関する事（医療相談を含む。）。
- (8) 病院ボランティアに関する事。
- (9) ファミリーハウスに関する事。
- (10) 病院ライブラリーに関する事。
- (11) 入院支援に関する事。

- (6) 資金の運用に関する事。
- (7) 資産（知的財産権を含む。）の管理に関する事。
- (8) 会計の監査に関する事（監査室の所掌に属する事務を除く。）。
- (9) 収入及び支出に関する事。
- (10) 寄附金に関する事。
- (11) 物品の取得、役務等の契約に関する事。
- (12) 科学研究費補助金の経理に関する事。
- (13) 受託研究費等の経理に関する事。

(14) 機能強化経費の事務に関する事（他の課の所掌に属するものは除く。）。

- (15) 会計諸規程に関する事。
- (16) 会計事務組織の公印の管守に関する事。
- (17) 課の所掌事務の調査統計その他諸報告に関する事。

（略）

（医療支援課）

第11条 医療支援課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 医療事務についての総括及び連絡調整に関する事。
- (2) 診療契約に関する事。
- (3) 医事に係る諸規程に関する事。
- (4) 診療情報提供に関する事。
- (5) 診療報酬請求に関する事。
- (6) 病院収入に関する事。
- (7) 患者サービスに関する事（医療相談を含む。）。
- (8) 病院ボランティアに関する事。
- (9) ファミリーハウスに関する事。
- (10) 病院ライブラリーに関する事。
- (11) 入退院センターに関する事。

- (12) 医事紛争に関する事。
- (13) 医療事故に関する事。
- (14) 感染対策に関する事。
- (15) 課の所掌事務の調査統計その他諸報告に関する事。
- (16) その他医事に関する事。

(略)

(事務局次長)

第15条 事務局に事務局次長(総務・教務担当)及び事務局次長(病院担当)(以下「事務局次長」という。)を置く。

- 2 事務局次長は、事務局長を補佐し事務局の所掌業務について掌理し、及び調整する。

(削除)

(略)

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

【改正理由】

令和6年4月1日付事務局組織改組に伴い所要の改正を行うもの。

- (12) 医事紛争に関する事。
- (13) 医療事故に関する事。
- (14) 感染対策に関する事。
- (15) 課の所掌事務の調査統計その他諸報告に関する事。
- (16) その他医事に関する事。

(略)

(事務局企画調整役(総務・教務担当))

第15条 事務局に事務局企画調整役(総務・教務担当)を置く。

- 2 事務局企画調整役(総務・教務担当)は、事務局長を補佐し事務局の総務及び教務に係る業務について掌理し、及び調整する。

(事務局次長(病院担当))

第15条の2 事務局に事務局次長(病院担当)を置く。

- 2 事務局次長(病院担当)は、事務局長を補佐し事務局の病院に係る業務について掌理し、及び調整する。

(略)